

支援一覧

令和6年能登半島地震の被災地から枚方市に避難された方につきまして、本市では以下の各支援を実施します。

各支援の詳細については各担当課にご確認ください。

支援項目	具体的な支援内容	本市への住民票 異動の要否	支援期間	必要書類等	担当課名・電話・FAX
総合案内	避難を検討されている方を含めて総合案内が受けられます。	不要	令和6年1月26日から 当面の間	・能登半島地震により避難してきた又は避難を検討している旨の申し出	危機管理政策課 TEL:072-841-1147 FAX:072-841-3092
相談受付	生活相談・法律相談(弁護士、司法書士)支援が受けられます。	不要	相談受付日から当面の間	・本市に居住していること	広聴相談課 TEL:072-841-1559 専用:072-861-2006 FAX:072-846-8861
後期高齢者医療一部負担金の免除	後期高齢者医療制度の被保険者について、一定の要件に該当する場合に、医療機関の一部負担金が免除される場合があります。	必要	申請のあった日の属する月の翌月初日から6か月。	・罹災証明書（全壊・全焼・大規模半壊・半壊・半焼・火災による水損又は床上浸水） ※罹災状況申立書可 ・市町村民税の減免を証明できるもの、世帯の収入・預貯金が生活保護基準額以下であることがわかるもの（預貯金通帳など）	後期高齢者医療課 TEL:072-841-1334 FAX:072-846-2273
後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療制度の被保険者について、一定の要件に該当する場合に、後期高齢者医療保険料の所得割及び均等割が減免される場合があります。	必要	賦課対象となる月のうち、申請日の属する月からその年度末まで	・罹災証明書（全壊・全焼・大規模半壊・半壊・半焼・火災による水損又は床上浸水）	後期高齢者医療課 TEL:072-841-1334 FAX:072-846-2273
国民健康保険料の減免	本市内に住民票を移された国民健康保険被保険者が、住宅（家屋）について著しい損害を受け、一定の要件に該当する場合に、国民健康保険料が減免される場合があります。	必要	申請された日の属する年度末まで	・罹災証明書（全壊・全焼・大規模半壊・半壊・半焼・火災による水損又は床上浸水）	国民健康保険課 保険料グループ TEL:072-841-1403 FAX:072-841-3716

支援項目	具体的な支援内容	本市への住民票 異動の要否	支援期間	必要書類等	担当課名・電話・FAX
国民健康保険の一部負担金（窓口負担金）の減免	本市内に住民票を移された国民健康保険被保険者が、住宅（家屋）について著しい損害を受け、一定の要件に該当する場合に、国民健康保険の一部負担金（窓口負担金）が減免される場合があります。	必要	申請があった日の属する月から起算して3月以内（1回に限り延長可能）	・罹災証明書（全壊・全焼・大規模半壊・半壊・半焼・火災による水損又は床上浸水）	国民健康保険課 給付グループ TEL:072-841-1403 FAX:072-841-3716
証明書発行手数料等の免除	住民票の写しなどの住民基本台帳法に関する証明書、戸籍法に関する証明書、租税に関する証明書などを証明発行コーナー、支所等の窓口で、発行した場合には、手数料が免除されます。※コンビニ交付は対象外	必要	令和6年2月から当面の間	・罹災証明書（全壊・全焼・大規模半壊・半壊・一部損壊・半焼・火災による水損又は床上浸水）	市民課 072-841-1306 072-841-3039
固定資産税及び都市計画税の軽減措置	能登半島地震により滅失・損壊した家屋又は償却資産の所有者等が、当該家屋又は償却資産に代わる家屋又は償却資産を取得等した場合に、課税標準について、資産の取得から4年間、2分の1とする特例措置が適用される場合があります。	不要	資産の取得から4年間	・罹災証明書（滅失・損壊） ・被災年度において家屋又は償却資産の所有者等であることがわかる書類 ・代替家屋又は償却資産の取得に関する書類	資産税課 TEL:072-841-1361 FAX:072-841-3039
旅券手数料の免除	令和6年能登半島地震に係る災害救助法もしくは被災者生活再建支援法の適用地域から本市に避難された方で、一定の要件に該当する場合に、旅券手数料が免除（国手数料・大阪府手数料ともに一律免除）される場合があります。	不要	1年 令和6年1月1日から	・罹災証明書（全壊・半壊・床上浸水） ・災害発生時の居住地を証明する書類	地域サービス課 パスポートセンター TEL:072-807-8777 FAX:072-807-8778
国民年金保険料の免除・納付猶予申請	国民年金被保険者のうち被保険者自身、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主もしくは配偶者の属する世帯の他の世帯員が被災し、一定の要件に該当する場合に、国民年金保険料が免除される場合があります。	枚方に住民票がある方 枚方市役所で受付 他市に住民票がある方 年金事務所で受付	令和5年11月から 令和8年6月まで	・罹災証明不要	年金児童手当課 TEL:072-841-1407 FAX:072-841-3039
介護保険料の減免	本市内に住民票を移された介護保険被保険者が、住宅（家屋）について著しい損害を受け、一定の要件に該当する場合に、介護保険料が減免される場合があります。	必要	申請日以降に納期が到来する保険料のうち、10納期の保険料	・罹災証明書（全壊・全焼・大規模半壊・半壊・半焼・火災による水損又は床上浸水）	長寿・介護保険課 保険料グループ TEL:072-841-1460 FAX:072-844-0315

支援項目	具体的な支援内容	本市への住民票 異動の要否	支援期間	必要書類等	担当課名・電話・FAX
定期予防接種	定期予防接種の対象となる方で、希望の申し出により、本市での定期予防接種が可能となる場合があります。	不要	令和6年1月分から 当面の間	・能登半島地震により避難してきた旨の申し出	母子保健課 TEL:072-840-7221 FAX:072-840-4496
妊産婦・乳幼児健康診査等の各種母子保健サービス	令和6年能登半島地震に係る災害救助法適用地域から避難された方で、妊産婦や新生児・乳幼児の方は、妊産婦・乳幼児健康診査等の各種母子保健サービスが受けられます。妊産婦健康診査受診券がない場合は、申し出により妊産婦健康診査等の受診券を交付します。また、乳幼児健康診査についても、保護者の申し出により集団健診を実施します。そのほか、保健師・助産師による訪問などについてもご相談ください。	不要	令和6年1月から 当面の間	・能登半島地震に係る災害救助法適用地域より避難してきた旨の申し出	母子保健課 TEL:072-840-7221 FAX:072-840-4496
新型コロナワクチン接種	新型コロナワクチンについて、初回接種(1・2回目)または令和5年秋開始接種(3回目以降)がお済みでない場合に、住所地外接種届出を省略してのワクチン接種が可能です。また、本市で接種券の発行も行います。	不要	令和6年1月から 令和6年3月31日まで	・能登半島地震により避難してきた旨の申し出	新型コロナワクチン 予約・相談コールセンター TEL:0120-885-755 (毎日午前9時～午後6時) FAX:072-894-8031 (聴覚や発語に障害がある人専用)
障害福祉サービスの利用	障害福祉サービスを必要とする場合に、補装具費支給制度及び日常生活用具給付制度の利用が可能となる場合があります。	不要	令和6年2月分から 当面の間	・能登半島地震により避難してきた旨の申し出	障害企画課 TEL:072-841-1152 FAX:072-841-5123
障害福祉サービスの利用及び利用料の減免等	障害福祉サービスを必要とし、一定の要件に該当する場合に、居宅介護(ホームヘルプサービス)や就労継続支援、自立支援医療などの各種障害福祉サービスや利用料の減免等が受けられる場合があります。	不要	令和6年2月分から 当面の間	・能登半島地震により避難してきた旨の申し出	障害支援課 TEL:072-841-1457 FAX:072-841-5123

支援項目	具体的な支援内容	本市への住民票 異動の要否	支援期間	必要書類等	担当課名・電話・FAX
被災者の生活 保護	地震により本来の居住地を一時的に離れて遠方に避難している場合、本来の居住地に帰来できない等被災者の特別な事情に配慮し、その程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、生活・健康の維持向上や自立に向けて支援を行います。	不要	被災時（令和6年1月1日）より当面の間	・生活保護法による申請時に必要な書類はありませんが、法による支援が必要かどうかを判断するための資料提出を求める場合があります	生活福祉課 TEL:072-841-1452,1454 FAX:072-841-1423
保育施設の一 時利用	令和6年能登半島地震に係る災害救助法適用市町村から避難された方で、就学前の児童がおり、その他一定の要件に該当する場合に、被災時の保育所等に在籍したまま、保育料を負担することなく、一時的に本市の保育所等を利用できる場合があります。	不要	令和6年1月から 当面の間	・罹災証明書（全壊・半壊・一部損壊） ・在籍する保育所等が被災により利用できなくなっていることが分かる書類	保育幼稚園入園課 TEL:072-841-1472 FAX:072-841-1278
子どもの心のケ アを含めた相談	子ども（18歳未満）の心のケアも含めた様々なご相談を、臨床心理士が電話または来所（要予約）にてお受けします。お子様自身からの相談も可能です。	不要	令和6年1月から 当面の間	・能登半島地震により避難してきた旨の申し出	子ども相談課 TEL:050-7102-3221 FAX:072-846-7952
市立火葬場の 施設の使用料 の免除	枚方市立火葬施設使用料、待合室及び霊安室使用料について免除される場合があります。	必要	令和6年2月から 当面の間	・罹災証明書（全壊・半壊・一部損壊）	環境政策課 TEL:050-7102-6003 FAX:072-849-1206
一般廃棄物処 理手数料の一 部免除（し尿 処理手数料）	本市内の汲み取り式トイレを有する家屋に避難している場合に、し尿の収集、運搬及び処理に係る普通手数料、大口手数料及び月1回までの臨時手数料が免除される場合があります。	不要	令和6年2月分 当面の間	・罹災証明書（全壊・半壊・一部損壊）	希釈放流センター TEL:072-831-1180 FAX:072-831-1184
一般廃棄物処 理手数料の減 免（ごみ処理 手数料）	ごみ等にかかる処理手数料が免除される場合があります。	不要	令和6年2月分 当面の間	・罹災証明書（全壊・半壊・一部損壊）	循環型社会推進課 TEL:072-807-6211 FAX:072-849-6645

支援項目	具体的な支援内容	本市への住民票 異動の要否	支援期間	必要書類等	担当課名・電話・FAX
水道料金等の一部減免	水道料金と下水道使用料等の基本使用料及び使用水量 8 m ³ (1 か月あたり) までの従量料金が減免される場合があります。	必要	令和6年4月検針分から令和7年3月検針分まで(申請日以降に検針日が到来する月分に限り)	・罹災証明書(全壊、大規模半壊、半壊)	営業料金課 電話:072-848-5518 FAX:072-898-7760
保険証や現金がない場合の医療機関・薬局の受診	令和6年能登半島地震に係る災害救助法適用市町村から避難された方で、一定の要件に該当する場合に、保険証や現金がなくても医療機関・薬局を受診することができます。	不要	窓口で申し立てがあつてから令和6年4月末まで	・罹災証明書不要 ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災を窓口での口頭申告で可	市立ひらかた病院 医事課 TEL:072-847-2821 FAX:072-849-2174
学校給食費の支援	本市の小中学校に通学する被災者が喫食する学校給食費(小学校給食 3800 円/月・中学校給食 330 円/食)の支援が受けられます。	不要	枚方に居住し小学校、中学校に通学している期間	・能登半島地震により避難してきた旨の申し出	おいしい給食課 TEL:050-7105-8030 FAX:072-851-1744
図書館利用者登録	保険証や免許書等住所確認ができない場合についても図書貸出カードの発行を受けられます。	不要	申請時から当面の間	・能登半島地震により避難してきた旨の申し出 ・図書館より郵送する「利用者証」での居住確認	中央図書館 TEL:050-7105-8141 FAX:072-851-0962
就学援助費の支給	本市の小中学校に通学している児童又は生徒がおられる場合に、学用品費等の学校でかかる必要な費用の援助が受けられます。	不要	枚方に居住し小学校、中学校に通学している期間	・能登半島地震により避難してきた旨の申し出 ・就学援助費受給申請書	学校支援課 TEL:050-7105-8044 FAX:072-851-2187
留守家庭児童会室保育料の減免	本市内に避難し、留守家庭児童会室に入室している児童について、留守家庭児童会室保育料の減免が受けられる場合があります。	不要	令和6年2月分から当面の間	・能登半島地震により避難してきた旨の申し出 ・留守家庭児童会室保育料減免申請書	放課後子ども課 TEL:050-7105-8200 FAX:072-867-8131